

一般社団法人高知県漁業就業支援センター 新リース事業実施要領

(目 的)

第1条 この要領は、一般社団法人高知県漁業就業支援センター（以下「センター」という。）が、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）に基づき、高知県成長産業化審査会（以下「県審査会」という。）において承認された地域水産業成長産業化計画（以下「地域計画」という。）に参画する漁業者が、地域計画に定められた資源管理又は漁場改善の推進と収益性の向上に向けた取組を推進するために必要な漁船・漁具等をリース方式により円滑に導入出来るように支援することで、沿岸地域の構造改革を推進することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領で使用する用語は、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知（以下「運用通知」という。））の第3の2-8において使用する用語の例による。

(漁船・漁具等の借受者)

第3条 センターがリースを行う漁船・漁具等（以下「リース物件」という。）の貸付の対象となる者（以下「借受者」という。）は、以下の要件を満たすこととする。

- (1) センターの会員である漁業協同組合に所属する組合員であること。
- (2) センターが参画する地域委員会が策定し、県審査会で承認された地域計画に参画する漁業者であること。
- (3) センターが設置する信用審査会において与信状況の把握及び資金計画の妥当性の確認を行い、リース料の支払いに特段の支障がないことが認められていること。
- (4) 個人経営体においては、その借受者が高齢の場合には55歳未満の後継者が確保されていること。
- (5) 法人経営体においては、将来にわたり経営が安定的に継続することが見込まれること（原則、償却前利益が確保されていること。）。
- (6) 第9条で定めるリース契約並びにセンター、一般社団法人水産業構造改革サポート（以下「構造改革サポート」という。）及び借受者で締結する「リース物件の転貸借に関する覚書」（以下「覚書」という。）に定められた事項を遵守できること。

(リースの対象となる漁船・漁具等)

第4条 センターが取得するリース物件は、地域計画に基づき借受者が必要とする漁船・漁具等で、以下に掲げる要件を満たし、且つ県審査会で取得価格が妥当であると認められたものとする。

- (1) 漁船

- ア 過度な装備を排除していること。
 - イ 対象地域における直近の取引価格と比べ高額でないもの。
 - ウ 閉鎖された甲板室を有する漁船については、自動船舶識別装置（AIS）（受信機のみのもを除く。）を設置すること。ただし、構造上の理由により設置が不可能な漁船や、操業の状況に鑑み設置することが特に不要な場合を除く。
 - エ 原則国内の漁業者等から買取により調達される中古船とする。ただし、取得・改修費用が同規模・同仕様の新たに建造する漁船の取得費用を超える場合等は新船も可とする。
- (2) 漁具等（地域計画における資源管理の目標の達成に必要な不可欠なものであって、資源管理に資する工夫等がなされているもの。）
- ア 漁網（耐用年数を超えて使用するもの。）
 - イ 漁具等（本事業で設置されるモニタリング機器により取得される環境データ（水温・塩分等）については、国と共有するものとする。）

(リースの条件)

第5条 借受者は、第9条で定めるリース契約並びに覚書に基づき、以下に掲げる条件を満たす必要があるものとする。

- (1) リース物件に対して、センターを被保険者・被共済者として、リース期間が満了するまでの間、継続して損害保険・共済を付保すること。
- (2) リース期間が満了するまでの間、継続して、漁業共済、積立ふらず、漁業経営セーフティーネット構築事業に加入すること。
- (3) 借受者及び連帯保証人は、借受者を被共済者として構造改革サポートを共済契約者並びに共済金の受取人とする団体信用厚生共済契約を締結することに同意すること。ただし、この場合、共済掛金は借受者が負担するものとする。
- (4) 漁船をリース物件とする場合は、漁船保険に加入すること。
- (5) 漁網をリース物件とする場合は、災害等により万が一リース物件が滅失した場合でも、漁業経営が継続できるように予備網を保管すること。
- (6) 定置網、まき網又は養殖施設をリース物件とする場合は、原則として漁業施設共済に加入すること。
- (7) 船びき網又は底びき網をリース物件とする場合は、貨物海上保険に加入すること。
- (8) 漁具等をリース物件とする場合、漁船と一体的に設置される機器等については漁船保険に、漁船と一体的に設置されない機器等については貨物海上保険に加入すること。
- (9) (1) から (8) に掲げる共済金、保険金等でリース債権の全額をカバーできない場合、その差額を保証金としてセンターに差入れすること。なお、当該保証金の取扱いについては、別に定めるものとする。

2 前項に定める条件を満たすことができない借受者については、構造改革サポート

及びセンターが協議の上、判断するものとする。

(借受者の決定)

第6条 センターは、県審査会において承認された地域計画に基づき、リース物件の借受けを必要とする漁業者について、理事会の決議により借受者を決定する。

2 借受者の決定後、センターは速やかに地域委員会に対し、決定内容について通知するものとする。

3 決定内容の通知のあった地域委員会は、通知後速やかに借受者に報告することとする。

(再貸付け)

第7条 リース物件について、センターは構造改革サポートに貸付け、構造改革サポートがこれを借受者に再貸付けすることとする。

(助成金の交付申請)

第8条 センターは、県審査会より地域計画を承認したことについて通知された後、水産業成長産業化沿岸地域創出事業業務要領（特定非営利活動法人水産業・漁村活性化機構 令和元年5月10日制定）（以下「業務要領」という。）に基づき、特定非営利活動法人水産業・漁村活性化推進機構（以下「水・漁機構」という。）及び市町村に対し助成金の申請を行うものとする。

(リース契約)

第9条 センターは、助成金の交付決定後、構造改革サポートと以下の事項を定めた契約（以下「リース契約」という。）を締結し、構造改革サポートは借受者と同様の事項を定めた契約を締結するものとする。

(1) リース期間

リース物件のリース期間は、原則として法定耐用年数（農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数）以上とし、漁船・漁具等取得に係る融資の償還期間を参考として、借受者と協議して決定する。

(2) リース期間終了後のリース物件の取扱い

リース期間終了後のリース物件の取扱いについては、センター及び借受者の協議により、リース契約に定めておくものとする。

(3) 途中解約の禁止

借受者は、原則として、リース期間中のリース契約の解約はできないものとする。ただし、やむを得ずリース期間中にリース契約を解約する場合の取扱いについては、センター及び借受者の協議により、リース契約に定めておくこととする。

(4) リース物件の維持管理等

- ア 借受者は、善良なる管理者の注意をもってリース物件を維持管理し、使用しなければならない。
- イ リース物件の維持管理及び使用のために必要な経費は、借受者が負担するものとする。
- ウ 借受者は、リース物件を水産業成長産業化沿岸地域創出事業（以下「新リース事業」という。）の目的に反して使用し、転貸し、名目のいかんにかかわらず担保に供し、又は譲渡してはならない。

（リース料）

- 第 10 条 リース料は、リース物件の取得価額から国や市町村等のリース物件の取得に要する経費に対する助成額を控除して得た額（以下「助成残額」という。）に加え、助成残額の支払いのためにセンターが金融機関から借り入れた資金の借入利息及び債務保証に要する保証料額の総額とする。
- 2 センターは、借受者から支払われたリース料を、リース物件の取得のために金融機関から借り入れた資金の償還に充てることとする。

（負担金）

- 第 11 条 新リース事業の実施にあたり必要な以下の経費については、借受者がセンターへ納入しなければならない。
- (1) リース物件の取得に要する資金調達のため、1 年未満の期間でセンターが金融機関より借り入れる資金の借入利息
 - (2) 第 10 条において助成残額の支払いのためにセンターが金融機関から借り入れた資金の額と助成残額の差額
 - (3) センターがリース物件の取得に関し金融機関と結ぶ貸借契約に必要な収入印紙代
 - (4) リース物件のうち、漁船については漁船登録を行う際に必要な漁船登録手数料
 - (5) その他センターが新リース事業の実施にあたり必要と認めた経費
- 2 センターは、借受者に対し、前項に定める経費の納入について、納入額及びその内訳、納入期日並びに納入方法等を事前に通知するものとする。
- 3 前項の通知は、借受者が所属する会員を通じて行うものとし、会員は、借受者が遅滞なく納入できるよう指導することとする。

（リースの開始）

- 第 12 条 センターは、借受者に対するリース物件を取得した場合、速やかに検査を行い、借受者からリース物件借受証の提出を受け、リースを開始するものとする。
- 2 センターは、リース物件の取得及びリースの開始に際し、必要に応じて借受者が所属する会員に状況を確認するよう依頼するものとする。
- 3 前項の依頼を受けた会員は、状況の確認後、ただちにセンターに報告することと

し、センターが事業の円滑な執行に支障が生じる又はその恐れがある状況であると判断した場合は、改善に向けた対応をとるよう当該会員に対し依頼するものとする。

(事業実施報告)

第 13 条 センターは、地域計画に係る魚種について、リース事業開始後毎年 3 月末までの借受者の漁獲量及び資源管理の取組状況を、業務要領に基づき、4 月末までに地域委員会へ報告するものとする。

2 借受者が所属する会員は、センターが行う前項の報告に必要な書類をセンターが指定する期日までにセンターに提出しなければならない。

(KPI に係る実績報告等)

第 14 条 センターは、借受者ごとの KPI の達成状況を毎年、以下に定める日までに、業務要領に基づき、地域委員会に報告するものとする。

(1) 法人においては、リース開始後に法人の事業期間を経た 3 ヶ月以内。

(2) 個人においては、リース開始後に 1 月 1 日から 12 月 31 日を経た翌年の 4 月末。

2 借受者が所属する会員は、センターが行う前項の報告に必要な書類をセンターが指定する期日までにセンターに提出しなければならない。

(会員の助言)

第 15 条 借受者の所属する会員は、借受者が第 9 条に基づき締結するリース契約を遵守しリース物件を適切に管理するよう借受者の状況を把握し、必要に応じ助言を行うこととする。

2 借受者の所属する会員は、借受者がリース契約に違反する恐れがあると判断した場合は、速やかにセンターに報告するとともに、改善に向けた助言を行うこととする。

3 センターは、借受者の所属する会員から前項の報告があった場合、必要に応じて地域委員会や県審査会に報告し、指導及び助言を求めるものとする。

(リース料等の支払)

第 16 条 借受者は、リース契約に基づきリース料・利息・保証料（以下「リース料等」という。）を構造改革サポートへ支払う。また、構造改革サポートは、リース契約に基づき、リース料等をセンターへ支払う。

2 リース料等の延滞となった場合、借受者は改善計画を作成しなければならない。また、センター及び借受者が所属する会員は、関係団体と協議の上、借受者の経営継続及び改善計画の策定等のために、最大限の支援を行わなければならない。

3 リース料の延滞となった場合、センターは、借受者に対し、速やかなリース料等の支払いについて借受者への督促及び指導を行うこととし、借受者が所属する会員はこれを支援することとする。

(その他)

第 17 条 本要領に定めるほか、新リース事業の実施に必要な事項については、センターの理事会において決定することとする。

附 則

この要領は、令和 3 年 8 月 20 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 2 月 8 日から施行する。